

5

『市役所』がいきいき

＜市民のために挑戦する市役所づくり＞

『市役所』 が いきいき

市民とのパートナーシップの推進

透明で開かれた市政の推進

主体的かつ効率的な行財政の運営

高度情報化の推進

広域連携の推進

国・県等関係機関との連携強化

(1) 市民とのパートナーシップの推進

① 市民参画の推進

【現況と課題】

市民が希望と誇りを持って暮らすことのできるまちを創造していくためには、地域自らの主体性と創意工夫に基づき、市民と行政が一体となってまちづくりを進めることが大切です。これまで本市では、パブリックコメント^①の制度化、審議会等への公募制の導入、会議や結果の公開等、政策形成の過程における市民参画を進めてきました。

今後も、さらなる推進を図っていく必要があります。



まちづくりワークショップ

① 意見公募手続のこと。自治体が計画等を策定するに当たって、事前にその案を示し、広く市民から意見や情報を募集するもの。

【計画目標】

- 1 施策形成過程などにおける市民参画の推進を図ります。

【主な施策】

- 1 市民参画の推進
 - 審議会、委員会などでの市民意見の収集方法の検討
 - 行政評価^①に市民意見を反映する仕組みの検討
 - 市民と行政との情報共有化の充実

② 市民と行政との協働の推進

【現況と課題】

市民の価値観や生活様式の多様化、少子・高齢化の進行、情報化社会の急速な進展、地球的規模での環境保全意識の高揚などにより、市政に対する市民のニーズは複雑・多様化してきており、これらに的確に対応するため、市民生活におけるさまざまな分野で市民との協働を進めています。

今後も、主体的に公益的な活動をする市民等の活動を支援し、お互いの役割分担を明確にしながら、市民ニーズに基づく公益活動などにおいて、自治組織、NPO、ボランティア団体などの市民と行政が協働するまちづくりを図っていくことが必要です。

【計画目標】

- 1 市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図ります。

【主な施策】

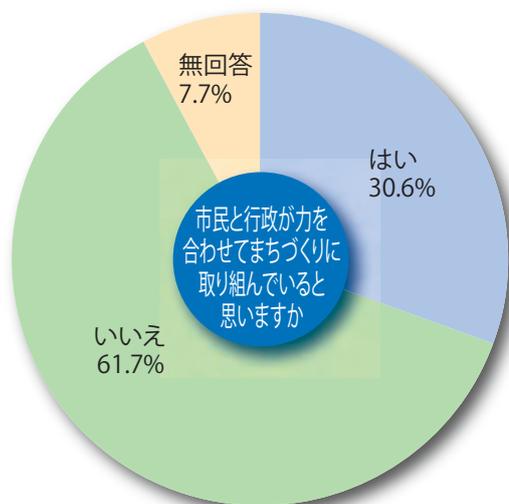
- 1 自治組織との連携のあり方の検討
 - 本市の自治によるまちづくりの主体である自治組織との連携のあり方の検討
- 2 公益的活動での自治組織、NPO、ボランティア団体等との協働の検討及び実践
 - さまざまなパートナーとの公益活動における協働の検討及び実践

① 行政が実施する施策や事務事業について、必要性、効率性、有効性などを客観的に評価・検証し、その結果を次の企画立案に反映させることによって、行政活動の質的向上をめざそうとするもの。施策評価、事務事業評価などがある。

第3部 基本計画

【参考資料】

市民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合



<平成22年まちづくりに関する市民アンケートの結果>

(2) 透明で開かれた市政の推進

① 情報公開制度の推進

【現況と課題】

公正で透明な、開かれた市政を推進するためには、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市の説明責任を果たし、市民の市政への参加を促進することが求められています。

そこで、市政に関する情報提供施策の充実や公文書の公開制度の適正な実施等を通じて、市民への行政情報の提供と公開を一層推進し、総合的な情報公開を展開する必要があります。

また、市民との共有の知的資源でもある公文書については、政策形成過程の透明性を図るため、適正な管理、適切な保存・利用等に努めることが必要です。

【計画目標】

- 1 情報公開コーナーでは、行政資料等の整備に努めます。
- 2 公文書公開請求に対しては、原則公開の立場に立ち米子市情報公開条例の規定に基づいた適正な公開を実施します。
- 3 公文書の作成、管理等を適切に行うことにより、適正かつ効率的な行政運営と市民への説明責任を果たしていきます。

【主な施策】

- 1 情報提供施策の充実
 - 情報公開コーナーの資料整備

2 公文書公開制度の適正な実施

- 関係法令の規定に基づいた適正な公開の実施
- 情報公開・個人情報保護審査会の適正な運営

3 公文書の適正な管理等

- 事務及び事業に対する説明責任を果たすための公文書作成の徹底
- 公文書の適正な管理、適切な保存・利用等

② 広報の充実と市政提案制度の推進

【現況と課題】

市民と行政が一体となってまちづくりを推進していくため、各種施策等の実施状況、市政の課題など市民が求める情報を広報紙、ホームページ、説明会、ケーブルテレビ、報道機関などさまざまな情報媒体によるきめ細やかな情報提供を迅速に、わかりやすく、積極的に行い、広報活動の充実に努めます。また、市民ニーズを的確に反映した行政の推進を図るため、市政提案制度をより広く周知し、市民が知りたい情報・意見の共有化に努めるなど広聴活動の充実に努める必要があります。

【計画目標】

- 1 広報活動の充実に努めます。
- 2 広聴活動の充実に努めます。

【主な施策】

- 1 広報活動の充実
 - 広報紙、ホームページ、説明会などの充実
 - 新たな広報媒体、広報手段の検討（ケーブルテレビ、コミュニティFM^①など）
- 2 広聴活動の充実
 - 市政提案制度の周知



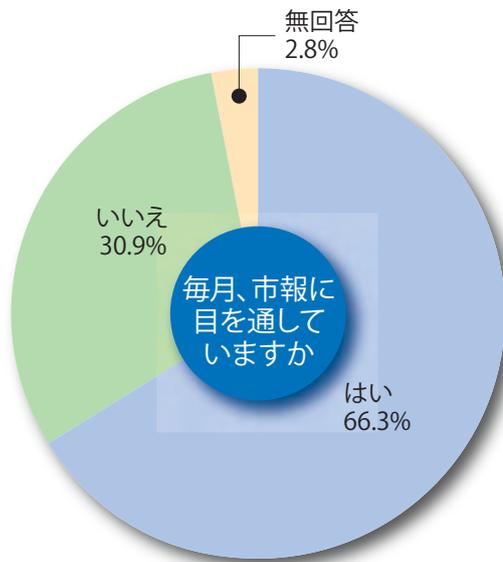
市庁舎内の動画広告

① 市町村の一部の地域における超短波（FM）放送局のこと。

第3部 基本計画

【参考資料】

毎月、市報に目を通してしている市民の割合



<平成22年まちづくりに関する市民アンケートの結果>

(3) 主体的かつ効率的な行財政の運営

① 行財政改革の推進

【現況と課題】

本市の財政状況は、平成17年の合併によるスケールメリットによって一定の効果が得られたものの、高齢化社会を背景として伸び続ける社会保障費や過去の建設事業で借り入れた債務の返済などの歳出増加に加え、市税収入の低迷などによって、厳しい財政状況が続く見通しとなりました。

このため平成18年3月に第1次行財政改革大綱及び同実施計画を策定し、人件費の削減、事務事業の見直し、市債残高の低減、徴収体制の強化や使用料・手数料の見直しなどに取り組んできたところです。

しかし、国の三位一体の改革や平成20年秋からの世界的な景気後退は本市の財政運営に深刻な影響を与えています。このため平成22年3月に第2次米子市行財政改革大綱及び同実施計画を策定し、引き続き強固な財政基盤の確立に向けて取り組んでいます。

【計画目標】

- 1 行政運営の改革の推進を図ります。
- 2 財政運営の改革の推進を図ります。
- 3 組織改革と人材育成の推進を図ります。
- 4 市民との協働によるまちづくりの推進を図ります。

【主な施策】

- 1 行政運営の改革
 - 行政評価システムの再構築と評価の活用
 - 事務事業の整理合理化
 - 行政と民間の役割分担の明確化
 - 既存施設の見直し
 - 便利で快適なサービスの提供
 - 地域活力向上に向けた仕組みづくり
- 2 財政運営の改革
 - 中長期的な視点に立った財政運営
 - 人件費の適正化、負担金・補助金の見直し
 - 借地料の見直し
 - 滞納整理の推進
 - 自主財源の確保、受益者負担の見直し
 - 特別会計等の経営健全化

第3部 基本計画

3 組織改革・人材育成

- 組織機構の再編・整備
- 定員管理の適正化
- 職員の意識改革と人材育成、職員の資質向上に資する人事制度

4 市民との協働によるまちづくりの推進

- 市民参画と協働の推進、公正で透明性の高い行政運営の推進

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
市債未償還残高の低減 (臨時財政対策債等特別債を除く普通会計)	H21年度	H27年度	計画期間内に400億円以下まで低減することを目標とします。 ※市債未償還残高…公共事業などを実施するために借り入れたお金の残高を表します。
	501.6億円 (22.3.31現在)	400億円 以下	
財政健全化判断比率の健全性の維持 ①実質赤字比率	H21年度	H27年度	計画期間内において本市の早期健全化判断基準である11%未満を維持することを目標とします。 ※財政健全化判断基準…自治体の財政健全度を示す指標として国が法律で定めたものです。 ※実質赤字比率…一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率を表します。
	0%未満 (22.3.31現在)	11%未満	
財政健全化判断比率の健全性の維持 ②連結実質赤字比率	H21年度	H27年度	計画期間内において本市の早期健全化判断基準である16%未満を維持することを目標とします。 ※連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率を表します。
	3.53% (22.3.31現在)	16%未満	
財政健全化判断比率の健全性の維持 ③実質公債費比率	H21年度	H27年度	計画期間内において20.8%未満(本市の早期健全化判断基準は25%)に低減することを目標とします。 ※実質公債費比率…地方債の元利償還金等の内、一般会計等が負担した額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率を表します。
	21.1% (22.3.31現在)	20.8%未満	

指 標 名	現状値	目標値	説 明
財政健全化判断比率の健全性の維持 ④将来負担比率	H21年度	H27年度	計画期間内において200%未満（本市の早期健全化判断基準は350%）を維持することを目標とします。 ※将来負担比率は、地方債の残高等のように一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模）に対する比率を表します。
	200.1% (22.3.31現在)	200%未満	
市税の徴収率 (現年分)	H21年度	H27年度	財政基盤を安定させるためには、市税の現年分の徴収率を98.5%以上にすることを目標とします。
	98.2% (22.3.31現在)	98.5%	

第3部 基本計画

②人材育成と適正な人事管理

【現況と課題】

地方分権の進展により、地方自治体においては、自己決定、自己責任のもとで、自主的・自立的な行政運営が求められています。

特に厳しい財政環境のもとでは、財政健全化に取り組むとともに、限られた財源を最大限活用して行政サービスの向上に取り組む必要があります。

このため、「米子市職員人材育成基本方針」に従い、職員研修、人事管理、職場環境づくりを一体として推進しながら、長期的な視点から総合的で計画的な人材育成に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

【計画目標】

- 1 職員の意欲と能力を引き出す人事管理を推進します。
- 2 職員の個性に応じて意欲を高める職員研修の充実を図ります。
- 3 職員の自己啓発の意欲を醸成する職場の環境づくりを図ります。
- 4 スリムで柔軟な組織体制の確立を図ります。
- 5 人事行政運営の公正性、透明性の確保を図ります。

【主な施策】

- 1 職員の意欲と能力を引き出す人事管理の推進
 - 人事評価制度の充実
 - 女性職員の積極的登用
 - 自己申告制度の導入
- 2 職員の個性に応じて意欲を高める職員研修の充実
 - 分権時代に対応した、自ら企画し、立案できる職員の育成を図る研修の実施
 - 職員の主体的な能力開発を促進するための選択型研修の充実
 - 管理監督者に対する研修内容の一層の充実
- 3 職員の自己啓発の意欲を醸成する職場の環境づくり
 - 職場活性化運動の推進
 - 健康管理体制の推進
- 4 スリムで柔軟な組織体制の確立
 - 定員適正化計画の実施
- 5 人事行政の公正性、透明性の確保
 - 人事行政の運営等の状況の公表



職員研修

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
人口1万人当たりの職員数	H21年度	H27年度	効率的かつ効果的な執行体制の確立を図るため、引き続き職員数の適正化に取り組んでいく必要があります。 このため、人口1万人当たりの職員数を、4人削減することを目標とします。
	64人 (22.3.31現在)	60人	

【参考資料】

類似都市の職員数の比較

(単位：人)

区分	人口 (A)	職 員 数											人口1万人当たり職員数			
		一般行政 (B)	特別行政			普通会計 (D)(B+C)	公営企業等会計					総合計 (F)(D+E)	一般 行政	普通 会計	総合計 (F)/(A)×万	
		教育	消防	小計(C)		病院	水道	下水道	交通	その他	小計(E)					
米子市	148,873	704	56	0	56	760	0	114	56	0	39	209	969	47	51	65
古河市	145,493	694	145	0	145	839	0	29	40	0	73	142	981	48	58	67
諫早市	142,244	751	143	0	143	894	0	67	44	0	47	158	1,052	53	63	74
土浦市	143,095	639	149	180	329	968	0	21	24	0	42	87	1,055	45	68	74
深谷市	144,920	684	159	224	383	1,067	0	34	31	0	19	84	1,151	47	74	79
八代市	135,377	841	187	0	187	1,028	38	20	42	0	53	153	1,181	62	76	87
稲沢市	134,853	651	118	162	280	931	264	32	18	0	42	356	1,287	48	69	95
出雲市	145,922	715	222	204	426	1,141	154	50	46	0	55	305	1,446	49	78	99
延岡市	134,428	801	192	166	358	1,159	11	52	41	0	64	168	1,327	60	86	99
岩国市	147,571	1,057	161	0	161	1,218	71	93	21	64	88	337	1,555	72	83	105
藤枝市	143,248	540	129	130	259	799	660	32	20	0	34	746	1,545	38	56	108
唐津市	131,737	849	225	181	406	1,255	29	50	40	0	161	280	1,535	64	95	117
小樽市	135,500	675	153	242	395	1,070	481	75	14	0	54	624	1,694	50	79	125
大崎市	136,178	787	277	0	277	1,064	806	58	25	0	41	930	1,994	58	78	146
鶴岡市	139,619	892	273	201	474	1,366	560	50	27	0	69	706	2,072	64	98	148
尾道市	149,335	870	292	231	523	1,393	796	76	16	4	55	947	2,340	58	93	157

(平成21年4月1日現在)

(注1) 職員数は、総務省による「平成21年地方公共団体定員管理調査（平成21年4月1日現在）」によるものです。

(注2) 平成21年の本市の類似都市は、人口10万人以上15万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の39都市ですが、その内、人口13万人以上の16都市を記載しています。

(資料：職員課)

(4) 高度情報化の推進

① 電子市役所のシステム整備

【現況と課題】

情報通信技術（ICT）の進展に伴う電子申告システムの利用拡大により、従来ペーパーベース（紙媒体）で情報交換していたものが、電子データによる処理へと移行しています。

こうした変化に対応するため、本市においても、新たなシステムの構築や既存システムの拡充を図るとともに、電子市役所の基盤となる庁内情報システムを維持し、これらを有効活用することによって、事務処理の省力化・高度化を進める必要があります。

また、本市ホームページについて、アクセシビリティ（使いやすさ）に配慮しながら、情報提供の迅速化や内容の充実を図るとともに、インターネットの特徴である即時性、双方向性を活かし、情報提供のみならず情報収集手段としての活用を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 電子申告システムの対応強化を図ります。
- 2 庁内情報システムを有効に活用し、省力化・高度化を図ります。
- 3 ホームページ用システムを刷新し、情報提供・収集手段としての活用を図ります。

【主な施策】

- 1 電子申告システムの拡充
 - 住民税、法人市民税等電子申告への対応強化
- 2 庁内情報システムの有効活用
 - 庶務系システムの拡充
 - 庁内地理情報システムの有効活用
- 3 ホームページの充実
 - ホームページの内容充実、情報提供の迅速化及び情報収集手段としての活用

(5) 広域連携の推進

① 鳥取県西部圏域における自治体連携の強化

【現況と課題】

本市では、鳥取県西部広域行政管理組合、米子市・日吉津村中学校組合により、廃棄物処理、消防、し尿処理、中学校運営などの事務処理を共同で行っていますが、新たな広域行政課題に対応する行政運営を図るため、一部事務組合の充実・強化を促進する必要があります。

また鳥取県西部9市町村で構成する鳥取県西部地域振興協議会の活動を通じて、西部圏域の市町村との密接な連携を図り、圏域の一体的な発展に努める必要があります。

【計画目標】

- 1 一部事務組合の充実・強化の促進を図ります。
- 2 西部圏域市町村との連携強化を図ります。

【主な施策】

- 1 一部事務組合の充実・強化
 - 共同処理事務の充実・強化
- 2 西部圏域市町村との連携強化
 - 鳥取県西部地域振興協議会等の活動促進
 - 観光や企業誘致などの連携事業の推進
 - 地域の自主性・自立性を高める時代に対応した圏域振興策の検討
 - 大山町からの可燃ごみの暫定受入れ

第3部 基本計画

② 中海圏域における自治体連携の強化

【現況と課題】

中海圏域では行政の連携組織として中海市長会を設置し、共通課題の解決に向けた連絡調整に加え、圏域の一体的な発展の指針となる「中海圏域振興ビジョン」を策定し、実現に向けた取組みをすすめています。

また、国の地域活性化戦略として位置づけられる定住自立圏構想による圏域を形成し、松江市とともに共同中心市の役割を担うとともに、協定にもとづく連携事業を推進しています。

中海圏域の優位性を最大限に生かし、振興ビジョンで示す将来像と一体感の醸成を図ることで、本市を含めた圏域全体の発展を目指すため今後も連携を深めていく必要があります。

【計画目標】

- 1 中海圏域定住自立圏の形成協定にもとづく連携事業を実施します。
- 2 中海市長会の活動を核とする構成自治体との連携強化を図ります。

【主な施策】

- 1 中海圏域定住自立圏形成協定に基づく連携事業の推進
 - 中海圏域定住自立圏の形成協定に基づく連携事業の実施
- 2 中海市長会構成自治体との連携強化
 - 中海市長会を核とした構成自治体との連携強化
 - 安来市からの汚水処理の受入れ



中海圏域イメージキャラクター「ウンパくん」

③ 広域的な行政運営の推進

【現況と課題】

交通基盤の整備や環境問題など広域的な行政課題については、都道府県の区域を越えた広域連携による行政運営の推進が必要です。

また、本格的な人口減少時代の到来により、定住人口の増加が望めないことから、今後は、他地域からの交流人口の拡大が地域社会を活性化させる大きな要素になってきます。そのためには、文化、観光、経済など様々な分野で、個性的で活力ある地域づくりに向けた広域的な地域間交流を推進する必要があります。

また、西日本中央連携軸の取組みを維持・発展させ、圏域を超えた新たな交流圏の形成を図り、それぞれの特性を活かした交流と連携、相互補完による圏域全体の活性化を目指すことも大切です。

【計画目標】

- 1 新たな広域行政課題に対する広域行政運営の連携・強化を図ります。
- 2 地域間交流の推進・連携を図ります。
- 3 西日本中央連携軸の取組みを維持・発展させます。

【主な施策】

- 1 広域行政課題に対する広域行政運営の連携・強化
 - 高速道路などの交通基盤整備等の取組み
- 2 地域間交流の推進・連携
 - 他市町村との文化・観光等の交流の促進
- 3 西日本中央連携軸の取組み
 - 連携軸に沿った交通体系等の基盤整備の取組み
 - 新たな交流・連携事業の推進

第3部 基本計画

(6) 国・県等関係機関との連携強化

① 国・県等との連携強化

【現況と課題】

地方自治体が行政運営を円滑に進めていくためには、国・県等関係機関との連携が不可欠です。

国・県の施策・事業や、その計画との整合を図りながら、本市の実情に応じた施策を進めていくとともに、国・県への政策提案を実施していくことが必要です。

【計画目標】

- 1 国・県等との連携強化を図ります。

【主な施策】

- 1 国・県との連携強化
 - 施策・事業に関する情報交換の推進
 - 国・県等の各種計画との整合性の確保
 - 国・県等の施策・事業への協力

② 高等教育機関との連携強化

【現況と課題】

高等教育機関として鳥取大学医学部、米子工業高等専門学校があり、さらに福祉分野での人材育成を目的としたYMCA米子医療福祉専門学校があり、それらの存在は、教育のみに留まらず、雇用・経済に大きな影響があります。また、行政においても各種審議会・協議会等への参画により政策立案へ協力をいただいています。

今後も連携を強化し、各教育機関のもつ知的資源を行政運営に活用していく必要があります。

【計画目標】

- 1 鳥取大学医学部とは、定期的な意見交換会を開催し、相互の連携を強化します。
- 2 米子高専とは、米子工業高等専門学校振興協力会を通じ、連携を強化します。

【主な施策】

- 1 鳥取大学医学部との連携強化
 - 鳥取大学との連絡協議会、医学部との意見交換会の開催
- 2 米子高専との連携強化
 - 米子工業高等専門学校振興協力会を通じた連携の強化